

### 長野県告示第411号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	令和5年9月1日
一之瀬脳神経外科病院	松本市島立2093	令和5年9月11日

医療政策課

### 長野県告示第412号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
大瀬木薬局	飯田市大瀬木1106-17	令和2年8月1日
日本調剤 北アルプス薬局	北安曇郡池田町大字池田3150番地1	令和2年8月1日

障がい者支援課

### 長野県告示第413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
オレンジ薬局	佐久市佐久平駅北18-1	令和2年8月1日
コウズケヤ薬局 豊里	上田市蒼久保555-1	令和2年8月1日
コウズケヤ薬局 常田	上田市常田2-6-11	令和2年8月1日
もとき薬局	上田市小島213-1	令和2年8月1日
コウズケヤ薬局 古里	上田市古里84-19	令和2年8月1日
調剤薬局 マツモトキヨシ伊那日影店	伊那市日影56	令和2年8月1日
アイセイ薬局 伊那西町店	伊那市西町5746-4	令和2年8月1日
やぶはらマオカ薬局	木曾郡木祖村大字藪原1191-15	令和2年8月1日
ことり薬局	松本市浅間温泉1-24-8	令和2年8月1日
訪問看護ステーションふれあい	上伊那郡箕輪町大字中箕輪13768-1	令和2年8月1日

障がい者支援課

## 長野県告示第414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
大瀬木薬局	飯田市大瀬木1106-17	令和2年7月31日
組合立諏訪中央病院	茅野市玉川4300番地	令和2年4月1日

障がい者支援課

## 長野県告示第415号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上田市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 3 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
  - 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第417号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡筑北村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて

## 長野県告示第416号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
小県郡長和町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第418号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上田市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第419号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
諏訪郡下諏訪町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第420号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下高井郡山ノ内町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第421号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
下伊那郡喬木村9117の112・9117の114(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第422号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部守一

建設政策課

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
下伊那郡喬木村9117の105（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
  - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
下伊那郡喬木村9117の100・9117の102（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第423号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
下伊那郡喬木村9117の106・9119の317・9119の635（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第424号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部守一

財産活用課

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ計測）

- 2 作業期間  
令和2年8月17日から令和3年2月5日まで
- 3 作業地域  
松本市

長野県告示第425号

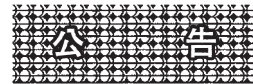
佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部守一

建設政策課

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図）
- 2 作業期間  
令和2年7月3日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域  
佐久市



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年8月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る調達產品等の種類及び数量  
長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気  
契約電力 1,650kW 予定使用電力量 5,020,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県総務部財産活用課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月11日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社ホープ  
(2) 所在地 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル
- 5 落札金額  
71,447,376円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和2年6月29日

財産活用課